

②〇 豊臣秀吉朱印状

「〔天正一八年（一五九〇）カ〕 宛先不明」

覚

- 一 佐竹・宇都宮・結城・那須・天徳寺其外
同名家来、下野・常陸・上野三ヶ国
得 上意候、先者今度治部少輔申次第
何へ成とも一手ニ相動可令在陣事
- 一 上野表所務事在々念を入可申付事
- 一 城々兵糧事、船にても取安所ハ此面へ可
相着候、遠所ニ有之分ハ扶持方ニ可相渡事
- 一 景勝・利家・真田扶持方儀ハ、上野儀之内ニ
有之兵糧可相渡事
- 一 城々兵糧米・玉薬以下有之所、能々可相
改候事

右通成其意堅可申付候也

五月廿八日 （印）

覚

- 一、佐竹宇都宮・結城・那須・天徳寺其外
同名家来、下野・常陸・上野三ヶ国
上意を得候、先ずは今度治部少輔申し次第
何へ成とも一手に相動き在陣せしむべき事
- 一、上野表所務の事、在々念を入れ申し付けるべき事
- 一、城々兵糧の事、船にても取り安き所は此面へ
相着くべく候、遠所にこれ有る分は扶持方に相渡すべき事
- 一、景勝・利家・真田扶持方の儀は上野の儀の内に
これある兵糧相渡すべき事
- 一、城々兵糧米・玉薬以下これある所、能々相改めるべく候事

右の通り其意を成し、堅く申し付けるべく候也

五月廿八日 (印)